



公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和5年5月22日

田原市長 山下 政 良



1 応募に付する事項

- (1) 件 名 田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ  
作成業務
- (2) 場 所 田原市地内
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 概 要
  - ア 総合観光パンフレットの作成
  - イ 観光デジタルマップの作成
  - ウ 特設ページの作成

2 応募に必要な資格に関する事項

公告日前日における令和4年度及び令和5年度の田原市入札参加資格の認定において、次の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者及び公告日から落札決定の日までにおいて、田原市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない者を

除く。

- (1) 業種に 01 物品の製造・販売、営業種目に 05 一般印刷、取扱内容に 01 一般印刷の登録があること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 「田原市総合観光パンフレット作成業務仕様書」で定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

### 3 企画提案の実施方法等

「田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務公募型プロポーザル実施要領」、「田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務仕様書」及び「田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務公募型プロポーザル評価基準」（以下「実施要領等」という。）のとおりとする。

### 4 実施要領等交付期間、交付場所等

#### (1) 交付期間

令和 5 年 5 月 22 日（月）から令和 5 年 6 月 5 日（月）まで

#### (2) 交付時間

土曜日、日曜日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（最終日は午後 5 時まで）

#### (3) 交付場所及び交付方法

実施要領等については、田原市公式ホームページで掲載するほか、田原市商工観光部観光課で交付するものとする。

## 5 企画提案書等の提出期限

### (1) 提出期限

令和5年7月5日(水)午後5時まで

### (2) 提出場所及び提出方法

田原市商工観光部観光課へ持参、又は郵送するものとする。持参の場合は時間調整のため、来庁日前日までに電話連絡をするものとし、郵送の場合は必ず簡易書留郵便とし、発送の前に電話連絡すること。

### (3) 提案上限額 総額金3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

## 6 優先交渉権者の選定方法

「田原市総合観光パンフレット及びデジタルマップ作成業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

## 7 特に定めた事項

前払金の支払については、行わないものとする。

## 8 契約保証金

(1) 契約の相手方は、田原市財務規則(昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。)第125条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 契約の相手方は、財務規則第126条の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 財務規則第127条の規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

9 問合せ先

商工観光部観光課 電話0531-23-3522